

令和4年度 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料 納税・納入通知書等を7月13日(水)に郵送します

国民健康保険税

国民健康保険(以下国保)制度は、加入する皆さんが負担し合う国保税と国や都などの補助金を財源に、医療費の一部を負担する助け合いの制度です。

なお、国保加入者のうち、40歳以上65歳未満の方は、医療保険分、後期高齢者支援金等分に加え介護保険分を合わせて、国保税として納めていただいています。

前年中の所得が一定額以下の世帯の方へ、軽減措置があります

均等割を減額する措置です。なお、世帯主と国保加入者全員の市民税・都民税の申告、所得税の確定申告等が済んでいないと受けることができません。

【解雇・倒産などの理由による非自発的失業者の方に対する軽減】

■軽減内容 離職日の翌日(国保加入日)の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として、国保税を算定

■雇用保険受給資格者証を持参のうえ、申請書(保険年金課で配布)を保険年金課へ

便利で確実な口座振替納付を

忙しくて納めに行く時間がない方にもお勧めです。

■預・貯金通帳、金融機関等届出印を持参のうえ口座のある金融機関等へ

※納税課窓口でもキャッシュカードで口座振替の申し込みができます。カードの種類によっては受け付けできない場合があります。市ホームページをご覧ください

思わぬ事故や災害、病気、失業などやむを得ない事情により納期限内に納められないときは、早めにご相談を

国保税の減額免除(原則として納期限までに要申請)が認められる場合があります。

なお、申請には、り災証明書、公共料金等の領収書、収入・支出が記載されている金融機関等の通帳等が必要です。

☎税額の内容について＝保険年金課国民健康保険係(市役所第二庁舎2階☎042-387-9832)、口座振替について＝納税課管理係(同3階☎042-387-9825)

介護保険料(65歳以上の方)

70歳以上の方はシルバーパスの所得確認書類に使用できます

納入通知書をシルバーパスの新規発行や一斉更新(9月実施)の際に、所得確認書類として使用できます。再発行はできませんので、大切に保管してください。

納付が困難な方は早めにご相談を

災害による住宅や財産の著しい損失、または、所属する世帯の生計の中心になる方の死亡や重大な障がい、長期入院、事業の休廃止等で収入が著しく減少したときは、介護保険料の減額・免除または徴収猶予をすることができる場合があります。

また、次のいずれかの場合も減額(2分の1)の対象となります。(納期限までに要申請)
▷①～③をすべて満たす場合

①世帯の実収入総額(月額)が生活保護法に定められた生活扶助基準(月額)に満たないこと
②所得税・市町村民税や医療保険の被扶養者になっていないこと
③世帯の預貯金額の総額が生活保護基準生活費の1年分以下であること

▷その方の属する世帯が、著しい生活困窮にあると認められる場合

☎介護福祉課介護保険係・保険料担当(市役所第二庁舎2階☎042-387-9921)

後期高齢者医療保険料

特別徴収(年金天引き)の方へ、賦課決定通知書(ピンク色の封筒)を送付

今回決定した保険料は10月の年金から天引きされます。

4、6、8月の年金天引額は令和2年中の所得を基にした仮徴収額ですが、10月からの天引額は令和3年中の所得を基に改めて計算した確定額です。天引きされる額が変更になる場合がありますので、ご確認ください。

普通徴収(納付書)の方へ、納入通知書(黄緑色の封筒)を送付

口座振替を希望する方は、同封の口座振替依頼書に必要な事項を明記のうえ、ご利用の金融機関へお申し込みください。

来年度以降も年金天引ではなく口座振替の継続を希望する方は、申し出が必要となります。口座振替依頼書の控えを保険年金課へご持参ください。すでに申出書を提出している方は不要です。

普通徴収(口座振替)の方へ、賦課決定通知書(ピンク色の封筒)を送付

☎保険年金課高齢者医療係(市役所第二庁舎2階☎042-387-9834)

共通

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、主たる生計維持者が死亡、または、重篤な傷病を負った世帯や収入減少が見込まれる世帯は、保険料(税)が減免となる場合がありますので、対象課へお問い合わせください。

国民年金に関するお知らせ

☎保険年金課国民年金係(市役所第二庁舎2階☎042-387-9844)

国民年金は60歳以降でも加入できます

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなくてはならない制度です。

原則10年以上(免除承認期間等を含む)保険料を納めると65歳から老齢基礎年金を受け取ることができます。万一、10年に満たないと、将来、年金を受給できなくなる場合があります。

60歳の時点で、老齢基礎年金を受給できる加入期間を満たしていない方、未納期間・未加入期間があり老齢基礎年金受給額が満額とならない方は、申し出のあった月から65歳到達の前月までの期間、国民年金に任意加入して保険料を納めることができます。(老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方は加入できません)

また、昭和40年4月1日以前生まれの方は、70歳到達の前月までの間で、年金を受給できる加入期間を満たすまで任意加入することができます。

納付方法は、原則口座振替となります。加入希望の方は、国民年金係の窓口までお越しください。

令和4年度国民年金保険料免除・納付猶予申請を7月から受け付けます

経済的な理由で納付が困難な方が、申請することにより保険料免除・納付猶予となる制度です。(学生を除く)

※令和3年度に、全額免除または納付猶予が承認され(失業等を事由とする特例承認を除く)、翌年度以降も継続申請された方は、令和4年度の申請の必要はありません

【免除制度】

保険料の全額または一部の納付が免除されます。

☑本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定基準以下の方

※免除が承認された期間は受給資格期間に算入されます。一部免除となった方が、残りの保険料を納付しないと免除が無効となり、将来の老齢基礎年金受給額に反映されません

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により所得が下がった場合、臨時特例措置として保険料免除申請ができます

【納付猶予制度】

☑50歳未満で、本人・配偶者の前年の所得が一定基準以下の方

■対象期間 7月～令和5年6月および申請月の2年1か月前の分まで

■必要書類▷年金手帳または基礎年金番号通知書▷失業などによる場合は、離職票・雇用保険受給資格者証等

☎立川年金事務所(☎042-523-0352)